

地域強靱化計画策定ガイドライン（第3版）主な改訂内容（案）

全体を通じて、すべての都道府県が策定済み・策定に着手したことを踏まえ、市区町村の策定が円滑に進められることに重きを置いた改訂を実施。

- ・読者は、初めて、国土強靱化施策を担当する市町村職員を想定
- ・参考になる情報、資料等を最初にまとめて明記

1 平成27年度モデル調査等で集約した知見（実例）を反映

- ・都道府県地域強靱化計画を活用した例（27頁）
- ・地域強靱化計画と地方版総合戦略を関連付けた例（29頁）
- ・市の基本目標に、県等の強靱化への貢献、地方創生、を設定した例（37頁）
- ・特定分野を優先し策定した例（38頁） 等

2 都道府県地域強靱化計画及び市町村総合計画を活用した策定実務（脆弱性評価等）を明示

- ・市町村における都道府県リスクシナリオの活用（39頁）
- ・総合計画の施策分野を強靱化施策分野に活用（39頁）

3 地方公共団体からのこれまでの質疑を反映

- ・複数地方公共団体が共同で地域強靱化計画を策定する場合の対応（21頁）
- ・総合計画と地域強靱化計画の関係を整理（25頁）
- ・地域強靱化計画と他の計画を兼ねて策定する場合の対応（26頁）
- ・Q & Aを掲載（75頁）

4 その他

- ・関係府省庁の交付金・補助金等による支援について、フォローアップを行い周知することを明記（30頁）
- ・脆弱性評価（がスタート）について記載を強化（11頁）
- ・「国土強靱化に係る指針性」を明確化し、必要な個所に記載（25頁（総合計画と地域強靱化計画を並列の位置づけで策定した実例）等）
- ・新たな内容を加えつつも、全体としてはコンパクトな内容へ
- ・時点修正（加除）、表現適正化等を実施

1 平成27年度モデル調査等で集約した知見(実例)を反映

第3版(案)(平成28年)

7. 地域強靱化計画間の調和について

○基本法においては、地域強靱化計画間の調和規定は設けられていません。

○しかしながら、地域強靱化計画間の調和が図られれば、その取組もより効果的に推進されることが期待されます。

○基本法第六条の趣旨も踏まえ、隣接する市町村、都道府県と市町村等が十分な連携を図り、関係する地域強靱化計画相互の調和が確保されることが望まれます。特に、これらから策定を行う市町村については、当該地域の都道府県が既に地域強靱化計画を策定（着手）している場合は、その地域強靱化計画を参考にし、調和を図ることが、効率的・合理的です。

基本法第六条（関係者相互の連携及び協力）
国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の基本理念（＝国土強
靱化の基本理念）の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努
めなければならない。

8. 地域強靱化と地方創生等の関係

多くの地方公共団体で地方創生に取り組まれていることと思います。ここでは地域強化と地方創生の関係等について説明します。

○地域の強靱化は、大規模自然災害等の様々な変化への地域の対応力の増進をもたら
し、地域の持続的な成長を促すものであり、地域の強靱化を進めることは地域の
活性化に寄与するものです。すなわち、いかなる事態が発生しても機能不全に
陥らない経済社会システムを確保しておくことは、災害等から住民の生命・財産

25

27

2 都道府県地域強靱化計画及び市町村総合計画を活用した策定実務 (脆弱性評価等)を明示

第3版(案)(平成28年)

② リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）

・基本計画の45の起きてはならない最悪の事態(別紙2(63頁)参照)、及び市町村においては、包括する都道府県のリスクナリオ「起きてはならない最悪の事態を考慮し、持続・早期回復に必要な重要機能は必要に置きながら、①で想定したリスク(自然災害)及び地理的・地形的、気候的、社会経済等の地域の特性を踏まえて、リスクナリオ(「起きてはならない最悪の事態」)を特定します。

・リスシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）について、適切な説明を加えることで具体性が増し、STEP3 以後の検討や、住民等の理解の増進に有用と考えられます。

例えば、「豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水」という最悪の事態に、次のような補足説明を付することが考えら

- ・本県は周囲を急峻な山地に囲まれ、河川が急こう配で流速が早い
ため、地震と豪雨による洪水により、堤防の決壊や越水による
浸水被害が発生する可能性がある。

- ・〇〇盆地の人口密集地等で、大規模な洪水が発生した場合には、市町村を越えた広域的な避難を要する事態となる。

○上記の②リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）の設定は、①で想定した自然災害から派生する直接的な被害に必ずしも縛られることなく**想定外の事態**をなくす**想像力が重要**となります。原因が何かではなく、どのような**事態になると最悪かを想定**することになります。そしてリスクシナリオ（「起

きてはならない最悪の事態」）に応じて、想定する自然災害を見直す、STEP1の目標も見直すという柔軟性が必要です。

③ 施策分野

・②で設定したリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を回避するために必要な施策を念頭に置きつつ、地域の状況に応じて施策分野を設定します。その際、基本計画（12の個別施策分野と3の横断的分野）や市町村

においては都道府県の地域強靱化計画（策定が進んでいる場合も含む。）の施策分野、また、自団体が行政運営の基本とする総合計画等の施策分野等が参考になると考えられます。

なお、施策分野の設定にあたり、担当部局を明確にするという視点もあります。

41

39

都道府県地域強靱化
計画における脆弱性
評価を踏まえたリスク
シナリオの設定作業
を明示した例

3 地方公共団体からのこれまでの質疑を反映

第2版(平成27年6月)

「国土強靱化地域計画策定モデル調査(第2次) ～モデル地方公共団体(第2次)の事例集」の概要版及び詳細版(以下「26年度モデル調査事業実施地方公共団体事例集」という。)を参照してください。

4. 策定主体

○地域強靱化計画は、都道府県又は市町村が主体となり策定します。(基本法第十三条) ※市町村には、東京都特別区も含む。

○南海トラフ巨大地震のように、非常に広範囲に被害が及ぶことが想定される災害については、一の地方公共団体の枠の中では評価や対策が完結しないことが想定されます。特に、このような場合には、例えば、国の地方支分部局と関係都道府県等が共同で基本的な方針等を検討する場を活用したり、既に方針等が出ていればこれを各地方公共団体の地域強靱化計画の検討に反映したりする等、**国の地方支分部局と相談、連携等を行いながら、関係する地方公共団体と調和を図る**ことが有用です。

○地域の状況等を踏まえ、複数の市町村、又は一の都道府県で地域強靱化計画を策定することが合理的な場合には、協議会を設けるなどにより、共同で策定することができます。これまでに共同で策定した例はないものの、地域強靱化計画を策定した地方公共団体からは、都道府県と市が地域強靱化計画の検討を共同で行った結果、単独よりも円滑に策定できたと思われるとの報告もあることから、複数の地方公共団体が共同で検討、策定することは大変有効な手法と考えられます。

○また、都道府県内の市町村をいくつかのブロックに区分けし、都道府県がリーダー役となって、ブロック内の市町村と協働して地域強靱化計画の内容を検討するなど、市町村の地域強靱化計画の策定を支援することも考えられます。

20

第3版(案)(平成28年)

4. 策定主体

○地域強靱化計画は、都道府県又は市町村が主体となり策定します(基本法第十三条)。なお、東京都特別区の各区は策定主体となります。

○南海トラフ巨大地震のように、非常に広範囲に被害が及ぶことが想定される災害については、一の地方公共団体の枠の中では評価や対策が完結しないことが想定されます。特に、このような場合には、例えば、国の地方支分部局と関係都道府県等が共同で基本的な方針等を検討する場を活用したり、既に方針等が出ていればこれを各地方公共団体の地域強靱化計画の検討に反映したりする等、**国の地方支分部局と相談、連携等を行いながら、関係する地方公共団体と調和を図る**ことが有用です。

○地域の状況等を踏まえ、複数の市町村、又は一の都道府県と複数の市町村が共同で一の地域強靱化計画を策定することが合理的な場合には、協議会を設けるなどにより、共同で策定することができます。これまでに共同で策定した例はないものの、地域強靱化計画を策定した地方公共団体からは、都道府県と市が地域強靱化計画の検討を共同で行った結果、単独よりも円滑に策定できたと思われるとの報告もあることから、複数の地方公共団体が共同で検討、策定することは大変有効な手法と考えられます。

その際、都道府県内の市町村をいくつかのブロックに区分けし、都道府県がリーダー役となって、ブロック内の市町村と協働して地域強靱化計画の内容を検討するなど、市町村の地域強靱化計画の策定を支援することも考えられます。

20

地方公共団体からのこれまでの質疑を反映

4 その他

第2版(平成27年6月)

④ 重点化と連携管理・施策の重点化・優先化も含めて行い

○地域強靱化計画の策定に当たっては、行政全般に関わる既存の総合的な計画(総合計画等)や関連する他の計画を有している場合には、これも十分に踏まえ地域強靱化計画を策定していくことが効率的・合理的です。

○また、防災基本計画による業務継続性の確保の観点から、地域強靱化計画の策定に当たっては、該当する部分を引継ぎ、業務継続計画を活用して下さい。

※ なお、地域防災計画そのものではありませんが、関連する実施計画を地域強靱化計画と同一の年度に策定する予定であること、具体的な数値目標の設定等に係る検討の進め方等が両方の計画において概ね同様であることを理由に、26年度モデル調査事業実施地方公共団体において、関連する実施計画に盛り込むべき内容と併せて、地域強靱化計画の策定に向けた検討が進められた例があります。

(2) 総合計画等との関係

○地域強靱化計画は、地域の特性を十分に踏まえて策定することが重要であり、都道府県・市町村において、行政全般に関わる既存の総合的な計画(総合計画等)や関連する他の計画を有している場合には、これも十分に踏まえ地域強靱化計画を策定していく必要があります。

○その上で、地域強靱化計画のアンブレラ計画としての性格から、策定後においては、地域強靱化計画を指針として、既存の総合計画等の見直し等について適切に対応することが期待されています。

23

第3版(案)(平成28年)

(2) 総合計画等との関係

○地域強靱化計画は、地域の特性を十分に踏まえて策定することが重要であり、地方公共団体において、行政全般に関わる既存の総合的な計画(総合計画等)や関連する他の計画を有している場合には、これも十分に踏まえ地域強靱化計画を策定していくことが効率的・合理的です。

○地域強靱化計画の地方公共団体における計画体系上の位置付けについては、地方公共団体により異なると思いますが、**どのような位置付けであっても、地域強靱化計画は、国土強靱化に係る指針性を有することに留意が必要**です。

○そのため、地域強靱化計画策定後においては、地域強靱化計画を指針として、強靱化の観点から既存の総合計画等の見直し等について適切に対応することが期待されています。

○なお、地方公共団体の国土強靱化への取組の足掛かりとして、総合計画等に地域強靱化計画を策定する旨を位置付けている地方公共団体もあります。

【策定地方公共団体の事例】

※ 地域強靱化計画を総合計画と整合・調和を図り策定した上で、各分野別計画に対して、地域強靱化計画と総合計画を並列の上位計画とした市があります。

具体的には、地域強靱化計画を「国土強靱化に関する指針」、総合計画を「分野別計画の指針」と位置付け、地域強靱化計画に「地域強靱化計画は、各分野別計画の強靱化に関する部分の指針」と明記しました。

(3) インフラ長寿命化基本計画及び行動計画(公共施設等総合管理計画)との関係

○老朽化対策に関しては、「インフラ長寿命化基本計画」(インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議:H25.11.29決定)に基づき、地方公共団体は「行動計画」を策定し、施設の現状と課題、中長期的な維持管理・更新コストの見通し、取組の方向性等をとりまとめるとともに、「個別施設計画」を策定することとなっています。

25

国土強靱化計画の指針性について明確に記載した例